

令和7年度第5回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年9月4日（木）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第31号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第32号 特定農地貸付の承認申請について

議案第33号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第35号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第36号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

(2) 報告

報告第19号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第20号 現況証明願について

報告第21号 農地の転用のための届出の受理について

報告第22号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第23号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉

13番 加藤 健一、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春

36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

14番 内藤 成一郎

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は 14 番の内藤 成一郎委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： （異議なし）

会長：それでは 18 番の近藤 靖一委員と 19 番の鈴木 泰孝委員にお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第 31 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 24 番、26 番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

市川 委員：申請番号 25 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 31 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 24 番、26 番を審議するため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 24 番、26 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

近藤 委員：申請番号 24 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 25 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 26 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 26 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号 24 番について、譲受人はカナダから来日されて永住権を取得されたということですが、日本国籍を今後取得したいという意向があるのか、どの程度農業経営を広げていく考えがあるのかについて教えていただきたいです。

事務局：日本国籍を今後取得するのかということについて、そこまでは確認はとれていませんが、現時点で永住権があるというところで審査をさせていただいております。どの程度農業経営を広げていくかということについては、申請地に関しての営農計画書はいただいておりますが、それ以上のことについては確認しておりません。

酒井(功) 委員：いずれにしても、外国の方なので地域と関わっていくというところで難しい部分もあると思います。地域または農業委員会でこういう方を支援して、きちんと農地を管理していけるようご配慮いただければと思います。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

近藤 委員：申請番号 24 番の譲受人は地域にずっと住んでいて、私もよく知っておりますが、この先も日本で暮らす気持ちでおられます。少し離れた場所で暮らしている娘さんたちも農業をやっているため、将来的な心配もないと考えています。また、やる気があり、地域的にも溶け込んでいるため調査員としては可としています。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第 32 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(特定農地貸付の承認申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 31 日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。本申請地は市街化調整区域内の農地となっております。位置や面積等は特に問題ありません。募集方法においても特に問題ありません。申請地の一部は耕作されておらず、草刈管理のみとなっていた農地であるため、市民農園として今後耕作され、管理されていくことは良いことだと考えます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見は承認といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、承認するものとします。次に、議案第 33 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 4 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

保田 委員：申請番号 32 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 26 日。本案件は、現在建材・住宅設備・照明器具・サッシなどの販売事業を営んでいるが、既存倉庫では取引先からの受注増加に対応できないため、申請地に新たに倉庫を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題は

ありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 33 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 23 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 2 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号 34 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 23 日。本案件は、現在実家で暮らしているが、結婚し、妻と一緒に暮らす新居が必要になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

浅岡 委員：申請番号 35 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 1 日。本案件は、現在不動産の売買や建設工事の請負業を営んでいるが、申請地付近の会社の社員寮解体工事をするにあたり、工事用車両が通行可能な道路がないため、申請地を一時的に工事用通路として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 32 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に、議案第 34 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

酒井(美) 委員：申請番号 6 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 30 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 23 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(良) 委員：申請番号 8 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 23 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 35 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第 36 号を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画（要請）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、要請するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：（以下について、報告書に沿って説明を行った）

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	5 件
現況証明願について	1 件
農地の転用のための届出の受理について	6 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	35 件
農地転用許可後の事業計画変更（5 条）の承認について	1 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

－午前 10 時 30 分終了－

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（18 番）

岡崎市農業委員会委員（19 番）